

学校の安全管理対策について

- ・ 落雷対応について
- ・ 不審者対応について

落雷対応について

事務連絡
令和7年4月11日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた 御中
各地方公共団体の学校設置会社担当課
各文部科学大臣所管学校法人担当課
各都道府県・指定都市スポーツ主管課

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
スポーツ庁地域スポーツ課

落雷事故の防止について（依頼）

落雷事故の防止については、これまでも適切な対応を依頼してきたところですが、昨年度に続き、令和7年4月10日にも、部活における活動中の落雷事故が発生しています。

については、下記のとおり、落雷事故の防止に係る留意点を改めて示しますので、部活動を含む各学校の備えを改めて確認するとともに、事故の防止について適切な対応をお願いします。

また、児童生徒等が参加する地域クラブ活動においても適切な対応が図られるよう、貴庁内において必要な連携を図っていただくよう、併せてよろしくをお願いします。

記

- 屋外での体育活動等において、指導者は、落雷の危険性を認識し、事前に気象情報を確認するとともに、天候の急変などの場合にはためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずること。特に、指導体制が変わった場合等にも対応に遺漏の無いよう十分留意すること。
- 児童生徒等においても、落雷の危険を感じた際には、ためらうことなく指導者に申し出るよう、子供の発達段階等を踏まえつつ指導すること。また、登下校中の対応についても留意すること。
- なお、落雷の兆候やそれに係る対応等としては以下が考えられる。
 - ・ 厚い黒雲が頭上に上がった際には、雷雲の接近に注意する
 - ・ かすかでも雷鳴が聞こえる際には落雷の危険がある
 - ・ 落雷の危険がある場合には、すぐに安全な場所（鉄筋コンクリートの建物、自動車、バス、列車等の内部）に避難する

このほか、[気象庁ウェブサイト](#)において、雷注意報等の発表状況や、雷発生の感応性の高い地域が地図上で確認できる「[雷ナウキャスト](#)」などの情報が提供されているので、こうした情報の活用も考えられる。

【参考1】最近の落雷事故の事例

(1)

発生日時：令和7年4月10日 午後6時頃

事件・事故の概要：サッカー部の活動中に落雷に遭い、6名が病院へ搬送、うち1名が心肺停止、2名が意識不明の重体となった

(2)

発生日時：令和6年4月3日 午後2時半頃

事件・事故の概要：サッカー部の活動中に落雷に遭い、18名が病院へ搬送、うち1名が意識不明の重体となった

【参考2】落雷事故防止に関する参考資料

- 学校における体育活動中の事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶について（令和7年3月24日付事務連絡）
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/1418753_00007.html
- 事件・事故情報の共有・注意喚起について（屋外でのサッカー活動中における高校生の落雷事故の発生について）（令和6年4月5日付事務連絡）
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/jsa_00038.html
- 落雷事故の防止について（依頼）（平成30年7月20日付30初健食第15号）
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1375858.htm
- 学校の危機管理マニュアル作成の手引（平成30年2月初版 文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/_icsFiles/afieldfile/2019/05/07/1401870_01.pdf
- 「生きる力」を育む防災教育の展開（平成25年3月改訂 文部科学省）
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/saigai03.pdf>
- 気象庁「全国の警報・注意報」
<https://www.jma.go.jp/bosai/warning/>
- 気象庁「雷ナウキャスト」
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/toppuu/thunder2-1.html>

落雷・突風や竜巻への対策

学校災害対応マニュアル (落雷・竜巻等突風 編)

平成26年5月
群馬県教育委員会事務局

はじめに

1 本マニュアルの位置付け

本県は、雷の発生する日数が全国的にみて非常に多いことが知られています。また、平成21年7月に館林市、25年においてはみどり市や桐生市など県東部を中心に、複数の竜巻被害も報告されています。

落雷や、突風、降雹（ひょう）等、局地的に短時間で起こるこれらの現象は、発達した積乱雲の近辺で発生しますが、台風や低気圧による風水害とは異なり、場所と時間を特定した予測が難しいため、迅速な状況把握と対応が求められます。

このような状況を踏まえて、県教育委員会では、平成26年5月「学校災害対応マニュアル（落雷・竜巻等突風編）」を策定いたしました。

本マニュアルは、落雷・竜巻等突風を想定した災害対応マニュアルの作成例であり、各市町村、各学校が、地域の特性や学校の実情に応じたマニュアルを作成する際に、活用することを目的として作成したものです。

2 本マニュアルの内容

以上のことから、本マニュアルは以下のようにまとめられています。

① 全体の構成について

・「学校災害対応マニュアル(改訂版)」(平成24年5月)と同様、安全な環境を整備し、自然災害による被害を未然に防ぐための「1. 事前の危機管理」、自然災害発生時に適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えるための「2. 発生時の危機管理」、危機が一旦収まった後、心のケアや授業再開など通常の生活の再開等を図る「3. 事後の危機管理」の3段階の危機管理として構成

1 事前の危機管理 (備える)

- (1)防災教育
- (2)防災管理
- (3)組織活動

2 発生時の危機管理 (命を守る)

- (1)情報収集
- (2)落雷への対応
- (3)竜巻等突風への対応
- (4)その他

3 事後の危機管理 (立て直す)

- (1)災害対策本部の設置
- (2)被害状況の把握
- (3)被害状況を踏まえた対応
- (4)応急的な教育計画の作成
- (5)避難所運営支援

「群馬県学校災害対応マニュアル(改訂版)」参照

② 「事前の危機管理(備える)」について

・自然災害における事前対応の重要性を踏まえ、学校防災の3つの内容領域(「防災教育」「防災管理」「組織活動」)毎に整理して表記
・教職員の危機管理意識を高めるため、職員研修実施の際に活用できる資料を紹介

③ 「発生時の危機管理(命を守る)」について

・「発達した積乱雲がもたらす風水害」として、「落雷への対応」と「竜巻等突風への対応」の2つの災害について、「情報収集」「具体的対応」「留意点」を例示
・発達した積乱雲がもたらすその他の災害として、「局所的大雨」に対する留意点を記載

④ 「事後の危機管理(立て直す)」について

・災害発生後の具体的な対応として、「災害対策本部の設置」「被害状況の把握」「被害状況を踏まえた対応」「応急的な教育計画の作成」「避難所運営支援」の5項目に整理し例示

⑤ 「付録」及び「参考資料」

・在宅時等においても安全な行動がとれるよう、教職員が児童生徒に指導する際のポイント、及び指導用参考資料を添付

⑥ その他

・「学校災害対応マニュアル(改訂版)」(平成24年5月)と重複する内容については省略
(「学校災害対応マニュアル(改訂版)」(平成24年5月)とセットで活用すること。)

落雷・突風や竜巻への対策

付録

自然災害はいつ発生するか分かりません。

教職員や保護者がいない場合も、児童生徒が自分自身で状況を判断し、主体的に安全な行動がとれるよう、以下の点について指導しましょう。

落 雷

【屋外にいるとき】

- 日頃から身の回り（通学途中）の避難場所を考えておく。
- 雷鳴が聞こえたら、すぐに安全な場所（建物の中や自動車の中など）に避難する。
- 木の下・木のそばには避難しない。
- 自転車に乗っていたら、すぐに降りて安全な場所に避難する。
- 避難場所のない時は低い姿勢（両足をそろえてしゃがむ）をとる。

【屋内にいるとき】

- 屋外に出ない（外出しない）。
- 雷の活動は短時間でおさまることが多いので、下校時であっても無理に帰宅せずに待っている。
- すべての電気機器から1 m以上はなれる。

竜巻等突風

【屋外にいるとき】

- 日頃から身の回り（通学途中）の避難場所を考えておく。
- 空の様子に注意し、頑丈な建物にすぐに避難する。
- （頑丈な建物がない場合やたどり着けない場合は）近くの側溝やくぼみでうつ伏せになり、両腕で頭と首を守る。
- 屋根瓦・電柱・樹木など、風によって飛んでくる物に注意する。
- 風で吹き飛ばされる可能性があるため、自動車や車庫・物置・プレハブには避難しない。
- 橋や陸橋、高速道路の高架下には避難しない。

【屋内にいるとき】

- 気象情報や空模様に注意する。
- 窓のそばなどで竜巻を見続けず、窓・雨戸・カーテンを閉めて窓から離れるとともに、布団や毛布などで窓ガラスの破片などから身を守る。
- 2階よりは1階、1階よりは地下に避難する。
- 窓のない（窓の小さい）トイレや風呂場（バスラブ）、押し入れ、階段下の収納などの壁に囲まれた狭い場所に避難する。
- 丈夫な机・テーブルの下に入り、頭から布団をかぶるなどして体（頭と首）を守る。

局所的大雨（ゲリラ豪雨）

【屋外にいるとき】

- 日頃から身の回り（通学途中）の避難場所を考えておく。
- 水辺から離れる。
- ダム放流のサイレンに注意する。
- 地下室・地下街・地下道から地上に出る。
- 道路のマンホールや側溝のふたが外れることがあるので、水が引くまで道路上を歩かない。

【屋内にいるとき】

- 浸水の可能性がある場合は、2階以上の高いところに移動する。

不審者対応について

(公印省略)
健体第30010-5号
令和7年5月9日

各市町村教育委員会
学校安全主管課長 様

群馬県教育委員会事務局
健康体育課長 山田 知利

不審者の侵入事案を受けた学校安全の確保に向けた対策について

日頃より児童生徒の安全確保につきまして、御尽力いただきありがとうございます。
さて、昨日、東京都立川市の小学校に不審者が侵入し、教職員に危害を加えるという事件が発生いたしました。
各学校におかれましては、これまでも児童生徒の安全を確保するべく御対応いただいているところですが、引き続き各学校の「危機管理マニュアル」について全教職員で共通理解を図っていただきますとともに、児童生徒等の命を脅かす事件・事故の発生防止に努め、学校の安全確保に万全を期すようお願いいたします。併せて、「危機管理マニュアル」等については適宜見直したり、不審者対応の避難訓練を工夫したりするなど、必要に応じて改善していただきますようお願いいたします。
つきましては、下記資料を参考にし、貴管下学校の教職員に対して不審者への対応等について、正しい理解と発生時の適切な対応について徹底を図るよう御指導の程、お願いいたします。
なお今後、国からの通知が届く可能性がありますので、その際は再度ご連絡いたします。

【参考資料】不審者の侵入事案を受けた学校安全の確保に向けた対策について
(令和5年3月17日付け文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会
学習・安全課 事務連絡より)

・学校の危機管理マニュアルへの不審者侵入防止策の記載内容の確認・実施の徹底
学校への不審者侵入防止については、登下校時以外の校門の施錠と来校者管理の徹底が必要であるとの観点から、①校門、②校門から校舎の入り口まで、③校舎への入り口という3段階のチェック体制を確立し、対策を講じることが有用です。学校においてはこの3段階チェックの観点を盛り込んだ危機管理マニュアルを作成し、不審者侵入への対応や防止についてあらかじめ教職員間での意識の共有を図るようお願いいたします。なお、危機管理マニュアルについては、防犯対策のみならず、防災や生活安全の分野も含め、昨今の事例や教訓、学校での訓練や実践等を踏まえながら、必要に応じて随時見直していただくようお願いします。

健体第30010-5号
令和7年5月9日

各県立学校長 様
利根沼田学校組合立利根商業高等学校長 様

健康体育課長 山田 知利

不審者の侵入事案を受けた学校安全の確保に向けた対策について

日頃より児童生徒の安全確保につきまして、御尽力いただきありがとうございます。
さて、昨日、東京都立川市の小学校に不審者が侵入し、教職員に危害を加えるという事件が発生いたしました。
各学校におかれましては、これまでも児童生徒の安全を確保するべく御対応いただいているところですが、引き続き各学校の「危機管理マニュアル」について全教職員で共通理解を図っていただきますとともに、児童生徒等の命を脅かす事件・事故の発生防止に努め、学校の安全確保に万全を期すようお願いいたします。併せて、「危機管理マニュアル」等については適宜見直したり、不審者対応の避難訓練を工夫したりするなど、必要に応じて改善していただきますようお願いいたします。
つきましては、下記資料を参考にし、各学校の教職員に対して不審者への対応等について、正しい理解と発生時の適切な対応について徹底を図るよう御指導の程、お願いいたします。
なお今後、国からの通知が届く可能性がありますので、その際は再度ご連絡いたします。

【参考資料】不審者の侵入事案を受けた学校安全の確保に向けた対策について
(令和5年3月17日付け文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会
学習・安全課 事務連絡より)

・学校の危機管理マニュアルへの不審者侵入防止策の記載内容の確認・実施の徹底
学校への不審者侵入防止については、登下校時以外の校門の施錠と来校者管理の徹底が必要であるとの観点から、①校門、②校門から校舎の入り口まで、③校舎への入り口という3段階のチェック体制を確立し、対策を講じることが有用です。学校においてはこの3段階チェックの観点を盛り込んだ危機管理マニュアルを作成し、不審者侵入への対応や防止についてあらかじめ教職員間での意識の共有を図るようお願いいたします。なお、危機管理マニュアルについては、防犯対策のみならず、防災や生活安全の分野も含め、昨今の事例や教訓、学校での訓練や実践等を踏まえながら、必要に応じて随時見直していただくようお願いします。

2-2-4-1 不審者侵入の防止

学校への不審者侵入を防止する上では、①校門、②校門から校舎入口まで、③校舎への入口、という3段階の観点を持つことが重要です。このうち、特に「②校門から校舎入口まで」は盲点となりがちですので、注意しましょう。

この3段階のチェック体制を具体化する対策としては、学校内外の施設設備・器具の安全点検と、校門・校舎入口の施錠管理、来訪者等の管理、校内巡回などがあります。これらのうち安全点検については、他の危機事態に関する点検と併せて「2-2-2 点検」にまとめて記載するとわかりやすいでしょう。

校門等の施錠管理については、時間帯別・利用者別に利用箇所を限定するとともに、校門等の解錠・施錠時刻やその担当者などを定めておき、児童生徒等や保護者に対し、これをしっかりと周知して遵守を呼び掛けることが大切です。

不審者侵入防止のための3段階の観点

段 階	具体的な方策(例)
①校門	校門の施錠、利用箇所・利用時間指定 フェンス等の設置 等
②校門から校舎入口	通行場所の指定、死角の排除 等
③校舎への入口	入口の指定・施錠、受付管理 等

記載の視点

- 校門・校舎入口の管理・施錠手順
 - ・ 時間帯別・利用者別の利用箇所
 - ・ 解錠・施錠時間、施錠担当者
 - ・ 児童生徒等、保護者への周知と遵守徹底
- 来訪者・保護者の管理方法
 - ・ 来訪者向け案内・誘導
 - ・ 来訪者受付の手順(名簿作成等)
 - ・ 来訪者の識別方法(名札等)
 - ・ 来訪者の確認、声掛け
- 学校内外の巡視・巡回活動